

後発医薬品採用基準

I 採用医薬品の申請

- ・申請された医薬品の適切な情報を収集する
- ・薬価算定の評価（類似薬等）を参考にする
- ・収集した医薬品情報を適切に解析する
- ・薬事委員会を定期に開催する

II 医薬品の安全性の確保等についての情報解析

- ・有用性についての同種同効薬と比較検討
- ・医薬品の安定性や製剤特性等について検討
- ・名称類似薬、外観類似薬等医療事故に誘発原因になる可能性の有無について検討
- ・保管、管理上の問題点について検討
- ・採用医薬品の代替、同種同効薬等について検討
- ・薬物動態学及び薬力学の視点から有効性、安全性について検討
- ・腎機能、肝機能への影響について検討

III 医薬品の取り間違い防止対策

（外観類似薬剤）

- ・シート及び形や大きさ
- ・薬剤本体の色及び形や大きさ、記号

（名称類似薬剤）

- ・頭3文字が同じ薬剤
- ・略語の類似薬剤
- ・語感の類似した薬剤
- ・小包装品の採用